

労務費等を明らかにした 工事費内訳書について

令和8年2月17日
契約・管財グループ

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正

適正な労務費の確保の観点から「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正（令和7年12月12日施行）により、入札金額の内訳として、新たに「材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費」の記載が定められました。



登別市の対応

令和8年4月1日以降に公告または指名通知する建設工事の入札から「工事費内訳書」様式を変更しますので、入札書に合わせ新たな様式による「工事費内訳書」の提出をお願いする予定です。



労務費ダンピング調査の実施について

- 入札金額の内訳を確認する際、労務費等の適正性を調査する方法の1つとして、労務費ダンピング調査を実施します。
- 落札候補者が提出した直接工事費の金額が一定水準（本市積算の直接工事費に97%を乗じた金額）を下回っていた場合、開札後速やかにその理由の確認を行います。
- 確認の結果、合理的な理由と認められない場合は、国土交通省の建設Gメンに通報を行うことがあります。